

〔資料提供先〕

合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、福山市政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

令和6年3月12日



自転車通行をもっと安全に、もっと快適に！

～国・警察・県・市で合同のマナー啓発活動を実施します～

福山河川国道事務所では、歩行者と自転車が安全・安心に通行できるよう自転車道の整備を進めています。

このたび、国道2号における自転車走行空間整備の一環として、令和6年3月18日に御船町交番前交差点～紅葉町交差点（上り線・岡山方面）の自転車走行空間（自転車道）が整備完成になります。

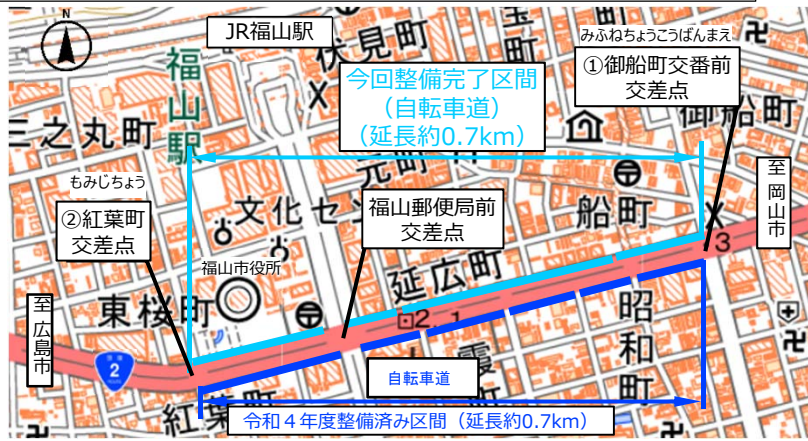
また、歩行者・自転車のさらなる安全性向上に寄与できるため、今回の新規整備と併せて自転車の安全利用を目的とした啓発活動を実施します。

■自転車マナー啓発活動

○日 時：令和6年3月18日（月）
7：40～8：20

○実施場所：①国道2号 御船町交番前交差点（福山市 御船町交番前）
②国道2号 紅葉町交差点（福山市役所前）

○実施内容：通勤・通学のみなさんへ正しい通行を促す呼びかけを行います。



※出典：国土地理院 電子国土Web

○参加者：福山河川国道事務所、福山東警察署、広島県東部建設事務所、福山市、福山東交通安全協会

※小雨の場合は決行します。雨天等により啓発活動を中止する場合があります。



※R6.2現在工事中の写真に基づき加工したイメージ図のため、実際の対策内容と異なる可能性があります。

自転車ルールを守りましょう！



- ・自転車はあおい区間を利用！
- ・区間内では自転車は左側を通行！
- ・自転車同士はもちろん、バス利用者や出入車両もゆずり合って利用！

※取材にお越しになる際は、問い合わせ先の担当までご連絡ください。



〈問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副所長（道路担当） 小田 嘉幸（おだ よしゆき）

【担当】道路管理課長 松浦 秀明（まつうら ひであき）

電話番号：（084）923-2553（ダイヤルイン）

○福山河川国道事務所ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>



事務所HP

道路の異状を発見したら・・・ 道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ



みふねちょうこうばんまえ もみじちょう
国道2号御船町交番前から紅葉町交差点まで自転車走行空間を整備!!

自転車は環境にやさしく、健康の増進、交通混雑の緩和に資するものであり、子どもからお年寄りまで幅広い方々に利用されています。

一方で、車道の右側を通行したり、歩道をスピードを緩めず通行する自転車が散見されるなど、無秩序な自転車通行が全国的にも問題となっています。また、自転車が加害者となる事故が発生するなど、自転車利用時のルール遵守やマナーの向上が求められています。

国土交通省では警察庁と一緒に、歩行者と自転車利用者が安心して通行できる、安全な道づくりを進めています。



※出典：国土地理院 電子国土Web

国道2号の自転車走行空間の整備に伴う通行形態の変化



整備前

- 自転車が歩道を占有!
- 並走している自転車も存在!



整備後のイメージ



▲規制標識【自転車専用】

自転車がこちらを左側通行して下さい!!

※R6.2現在工事中の写真に基づき加工したイメージ図のため、実際の対策内容と異なる可能性があります。

- 歩道内を縁石ブロックで分離し、自転車道を整備しました。
- カラー舗装・路面標示で、歩行者と自転車の通行区分を分かりやすくしました。

通行されるみなさまが安心できる安全な道にするため、ご理解とご協力をお願いします。



整備済み区間における発見された効果と課題

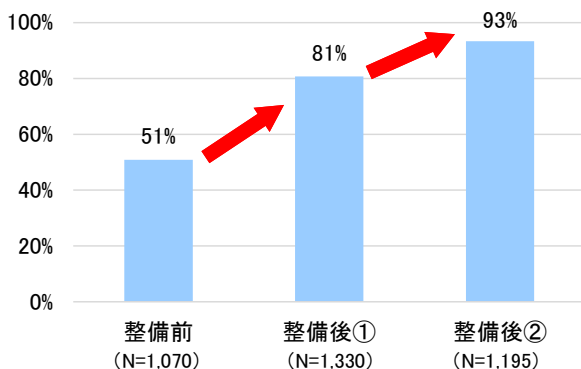
自転車走行空間の整備後に自転車が走るべき箇所を走っている割合「遵守率」が向上しています。自転車走行空間の整備に伴い、歩行者も自転車利用者も安全な空間を歩行・走行していることが伺えます。

一方で少数ですが、自転車の歩行空間の走行、自転車道内でのすれ違い、歩行者の自転車走行空間の歩行、自転車の並走といった事故を誘発する利用も見られます。

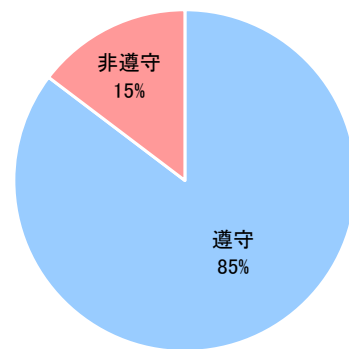
引き続き、関係機関では利用者にご理解とご協力を求める活動を行います。

自転車走行空間の整備によって自転車利用ルールの遵守率が向上

▼走行位置の遵守率



▼走行方向の遵守率



出典：通行形態変更済区間（福山郵便局前交差点～紅葉町交差点（下り方向）付近）におけるビデオ調査の結果に基づき整理
 【走行位置の遵守率】整備前：R4.1.12 7～19時 整備後①：R4.7.20 7～19時 整備後②：R4.12.6 7～19時
 【走行方向の遵守率】R4.12.6 8時台、17時台 N = 334

- ・整備済み区間において、**93%**の利用者が正しい位置で走行！
- ・走行方向についても、**85%**の利用者が指定方向の区間を利用！

整備後にも事故を誘発する危険走行が確認されている



- ・自転車ルールの遵守率の向上が確認できた一方、自転車の歩行空間の走行、自転車道内でのすれ違い、歩行者の自転車道の歩行、自転車の並走といった事故を誘発する利用も見られる。

自転車もルールを守って安全に!!



自転車もクルマの仲間で、通行のルールがあるのをご存じですか？
ルールを知って自転車に乗ることは安全につながります。自転車のルールを学び、楽しく、安全に通行しましょう!!

整備の形態により通行ルールが異なることに注意して通行しましょう



自転車道

自転車道 歩道

自転車道を通行。自転車道内は左側通行。



車道混在

車道の左側を通行。
自動車と同様に一方通行。



自転車歩行者道

自転車は車道側を通行。

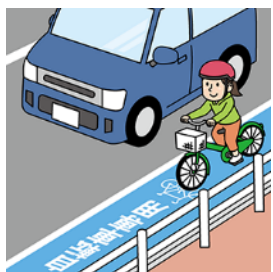
自転車通行のルールいろいろ

1 自転車は車道通行が原則

原則自転車は、歩道を走ってはいけません。

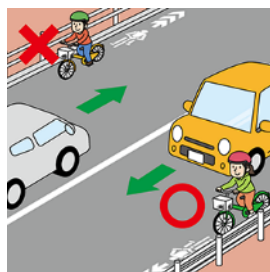
※歩道を通行できる例外

- ・自転車の歩道通行可の標識がある場合
- ・自転車の運転者が、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ・車道を安全に走行できないやむを得ない場合



2 車道は左側を通行、右側通行は禁止

車道の左側をクルマから見えるように走りましょう。危険な右側通行(逆走)は絶対にやめましょう。



3 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

歩道は歩行者のための道。歩道を通行するときは車道寄りを徐行しましょう。人が多いところでは“押し歩き”を。



4 安全ルールを守る

自転車には様々なルールやマナーがあります。ルールを守り、自分の身は自分で守りましょう。

飲酒運転



飲んだら乗るな! もクルマと同じ。

二人乗り



バランスを崩し、同乗者や他人を事故に巻き込み可能性も!

並走



一列になって、前を向いて走りましょう。

イヤホン使用



音楽を聴きながらの運転は、周囲の様子が分かりません。

スマートフォン、携帯電話使用



よそ見運転は、自分も周りも危険!

傘さし運転



バランスを崩して転倒事故に、雨の日はカッパを着用しましょう。

夜間はライトを点灯



夜は、ライトや反射材で自分の存在を周りに知らせましょう。

信号・一時停止



信号を守り、止まって左右を確認しましょう。

5 自転車に乗るときはヘルメット着用

自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



(イラスト出典)内閣府;交通安全イラスト集